

結婚貸付け

1 貸付条件

組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき。

2 申込期限

結婚前6カ月から結婚後6カ月まで（ただし、支払日から1カ月以内。）

3 貸付限度額

200万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位、ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4 償還回数

120回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5 貸付利率

年利1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

6 提出書類

（1）結婚貸付申込書【様式第1号（1）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第3号（1）：必須】

（3）貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号：必須】

（4）借入状況等申出書【支部様式第21号：必須】

（5）結婚の事実を証明できる書類

結婚前：式場の予約の証明となる書類、披露宴の案内の写し、仲人の証明等

結婚後：戸籍の抄本（原本）

（6）添付書類

①直近の給与支給明細書の写し【必須】

②申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

③必要額が確認できる次のいずれかの書類

・契約書の写し

・請書の写し

・請求書の写し

・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）

・見積書の写し（この見積額で注文を受けたことについて、見積者（担当者）の証明（私印）が必要です。）